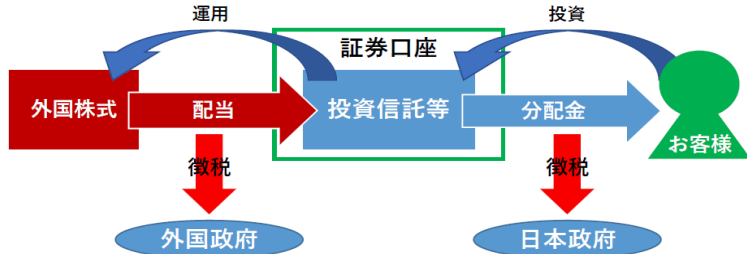


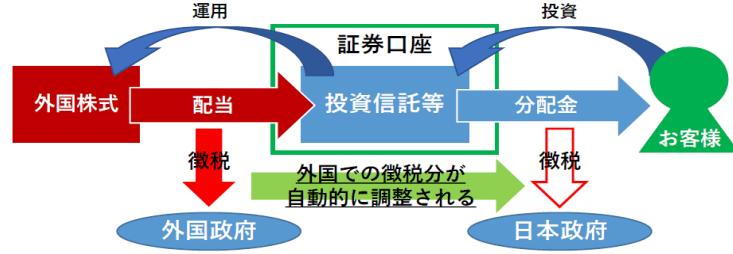
投資信託二重課税調整制度開始のご案内

- 2019年まで、投資信託等について、外国株式への投資から得た利益が分配金に含まれている場合には、その投資信託等が外国において徴収された納税額（外国所得税額）と、お客さまが受取る分配金に対する所得税等で二重に課税が行われていました。
- 2020年以降に支払われる普通分配金から、外国所得税額を考慮して所得税等が課されることになりました。
- 二重課税調整措置の対象となるのは、外国資産（株式・不動産等）に投資を行い、そこから生じた利益をもとに投資家に分配金払っている投資信託等です。
- 本制度について、お客さまに必要な手続はなく、自動的に適用されます。
- 対象となる投資信託等をNISA口座で保有されている場合は、国税分は非課税となり、外国との二重課税状態が発生しませんので、本措置の対象となりません。

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金

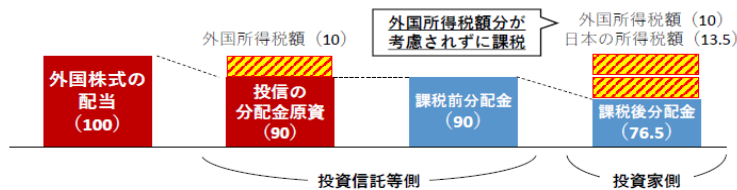


2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金

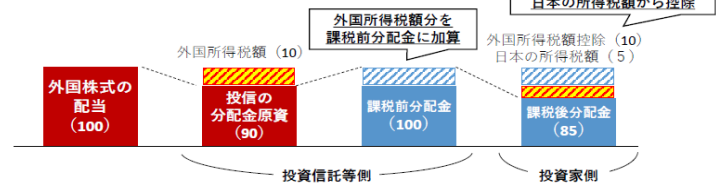


二重課税調整の方法

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金



2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金



※イメージ化のために外国政府における税率を10%、日本政府における税率を15%としていますが、実際は復興特別所得税や地方税が課せられます
※各段階の数値は、保有している商品やその投資先に関する税制、お客さまの属性等によって異なります。

本措置の対象となる投資信託等を保有している場合、**2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の課税前分配金額**は、外国所得税額が加算された金額となります。

- この金額をもとに日本の課税額（国税・地方税）の計算が行われますが、国税はそこから一定の外国所得税額を控除することによって、二重課税を解消するための調整が、**自動的に行われます**。地方税については、二重課税調整制度の適用はありません。
- 日本の所得税額から控除される外国所得税の額は、保有している商品やその投資先の税制、お客さまの属性等によって差異が生じる可能性があります。

投資信託の二重課税調整の計算方法

源泉徴収税額	加算対象額	控除額
(普通分配金 + 加算対象額) × 税率 - 控除額	外国所得税額 + 内国所得税額	①と②を比較して少ない額 + 内国所得税額 ① 外国所得税額 ② (普通分配金 + 外国所得税額 + 内国所得税額) × 税率 × 外貨建資産割合

【計算例】

公募投信Aを100口保有しており、1口あたり分配金100円（普通分配金50円、特別分配金50円）が支払われた場合
（分配金1円当たりの外国所得税額0.1円・内国所得税額0円、外貨建資産割合70%）

1. 加算対象額の計算

外国所得税: 1円あたりの外国所得税額 × 普通分配金の額 = 0.1円 × (50円 × 100口) = **500円**
※特別分配金は非課税のため、二重課税調整制度の適用はありません。

加算対象額: 外国所得税額 + 内国所得税額 = 500円 + 0円 = 500円

2. 控除額の計算

① 外国所得税額 1円あたりの外国所得税額 × 普通分配金の額 = 500円
② (普通分配金 + 外国所得税額 + 内国所得税額) × 税率 × 外貨建資産割合
= { (50円 × 100口) + 500円 + 0円 } × 15.315% × 70% = 589円
⇒ ② > ① のため、控除額は **500円**

3. 源泉徴収税額の計算

国税: { (50円 × 100口) + **500円** } × 15.315% - **500円** = **342円**

地方税: (50円 × 100口 + **500円**) × 5% = **275円**
※地方税について、二重課税調整制度の適用はありません

4. 税引後受取分配金

(普通分配金 + 特別分配金) - 源泉徴収税額
= (50円 × 100口) + (50円 × 100口) - (342円 + 275円) = **9,383円**

交付書面の記載例

・二重課税調整制度開始に伴い、掲載のご案内に「課税対象金額」「通知外国税相当額等」欄を追加しました

＜投資信託収益分配金のご案内＞				追加項目				
(うち非課税分) 分配金計算対象残高 (口)	個別元本 (円)(銭)	1万口当たりの 元本払戻金 (特別分配金) 単価 普通分配金 単価 (円)(銭)	(うち非課税分) A 普通分配金 (円)	(うち非課税分) B 元本払戻金 (特別分配金) (円)	F 課税対象金額 (円)	C 所得税 (円)	E 支払金額 (円)	備考

計算方法(概算)

$E = (A + B) - (C + D)$
 $C = F \times \text{所得税率} - G$
 $D = F \times \text{住民税率}$
 F, Gは二重課税調整制度にもとづき算出しています。
 ※端数処理により計算式どおりにならない場合がございます。

＜投資信託収益分配金再投資のご案内＞				追加項目				
(うち非課税分) 分配金計算対象残高 (口)	A 普通分配金 (円)	B 元本払戻金(特別分配金) (円)	(うち非課税分) G 通知外国税相当額等 (円)	(うち非課税分) C 所得税 (円)	D 住民税 (円)	備考	1万口当たりの 元本払戻金 単価 (特別分配金) 普通分配金 単価 (円)(銭)	再投資の基準価額 (円)

計算方法(概算)

$E = (A + B) - (C + D)$
 $C = F \times \text{所得税率} - G$
 $D = F \times \text{住民税率}$
 F, Gは二重課税調整制度にもとづき算出しています。
 ※端数処理により計算式どおりにならない場合がございます。

＜取引残高報告書＞				収益分配金・再投資の明細							
【収益分配金の明細】ファンドラップ以外 支払日 銘柄名等 決算日 預り区分 分配金計算対象残高 (うち非課税) 個別元本(円) G 所得税(円) F 課税対象金額				普通分配金単価(円) 元本払戻金単価(円) 基準価額(円) D 住民税(円) G 通知外国税相当額等				E 支払金額(円) A 普通分配金(円) (うち非課税) B 元本払戻金(円) (うち非課税) 備考 計算方法(概算) $E = (A + B) - (C + D)$ $C = F \times \text{所得税率} - G$ $D = F \times \text{住民税率}$ F, Gは二重課税調整制度にもとづき算出しています。 ※端数処理により計算式どおりにならない場合がございます。			
追加項目											
【収益分配金再投資の明細】ファンドラップ以外 支払日 銘柄名等 決算日 預り区分 分配金計算対象残高 (うち非課税) 個別元本(円) C 所得税(円) D 住民税(円) F 課税対象金額				E 再投資金額(円) (うち非課税) 普通分配金単価(円) 元本払戻金単価(円) 基準価額(円) G 通知外国税相当額等				再投資口数(円) (うち非課税) A 普通分配金(円) (うち非課税) B 元本払戻金(円) (うち非課税) 備考 計算方法(概算) $E = (A + B) - (C + D)$ $C = F \times \text{所得税率} - G$ $D = F \times \text{住民税率}$ F, Gは二重課税調整制度にもとづき算出しています。 ※端数処理により計算式どおりにならない場合がございます。			
追加項目											